

手話関連事業 課題とその対応策

1 手話通訳者派遣事業

(1) 事業概要

① 目的

聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者が、公的機関及び医療機関に赴く等社会生活上外出が必要不可欠なときにおいて、適当な付き添いが無い場合に、手話通訳者を派遣することにより聴覚障害者等の福祉の増進を図る。

② 対象者

聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者で適当な付き添いが得られない者

③ 内容

公的機関及び医療機関等に赴く場合に予め登録された手話通訳者の内から適切な者を選定し派遣する。

(2) 課題・対応策・取組状況等

課題	対応策	取組状況等
ア 派遣するための登録者数が増加しない。 イ 派遣可能な登録者が少ない。	ア・イ 養成講座を実施し、派遣登録者の確保に努める。R5年度から仮登録者による派遣制度を創設し、活動の機会・場を提供することで、手話の技能や意欲の向上を図る。	ア・イ コロナ禍においても養成講座の全課程を実施し、受講者数も一定確保できているが、登録まで繋がっていない。
ウ 派遣対象範囲の見直し	ウ 仮登録者の派遣制度については、当該支援者の活動機会を確保する観点から、社会参加や地域交流に係る派遣を対象とする。	ウ・エ 具体的な派遣対象範囲や交通費の支給方法等について、聴力障害者福祉協会と協議・調整していく。
エ 謝礼単価の見直し	エ 兵庫県内他都市を参考に、R5年度から謝礼単価の引き上げと交通費の支給を行う。	
オ 遠隔手話通訳サービスの周知が不十分である。	オ 本市ホームページへの掲載や利用登録者・登録手話通訳者への個別説明を行う。	オ R3.3月に利用希望者に対して個別説明と体験利用を実施した。今後も随時、希望に応じて実施する。
カ 遠隔手話通訳サービスの具体的な運用基準の整理が必要である。	カ 利用についてのマニュアルを作成する。	カ R3.12月にマニュアルを作成済。利用者から意見を伺い必要に応じて改定する。

2 手話通訳者養成事業

(1) 事業概要

① 目的

聴覚障害者の社会参加を促進するため、手話通訳者養成講座を実施する。

② 対象者

尼崎市在住、在勤、在学の16歳以上の人

(2) 課題・対応策・取組状況等

① 手話奉仕員講座

課題	対応策	取組状況等
ア 平成29年度から定員を10人増員したが、育成のためには講師の増員が必要である。	ア スタッフの増員など、講座の運営体制の見直しを検討する。	ア 聴力障害者福祉協会と協議し、引き続き講座内容に応じたスタッフの配置となるよう対応に努めていく。
イ 講座の安定運営に向けて、講師の確保や質の向上を行わなければならない。	イ 聴力障害者福祉協会と連携を図り、他市の運用を参考にして、講師の確保や質の向上に向けた取り組みを進める。	イ 本市の講師により対応しているが、質の向上については、引き続き聴力障害者福祉協会と連携しながら検討していく。
ウ 次の手話通訳者養成講座の受講に繋がる修了者の割合を高める必要がある。	ウ 受講生へのアンケート調査により、通訳者養成講座へ進まない理由の把握を行ったところ、手話への意欲・関心はあるが「通訳」への自信の無さが主な理由であったため、受講生が自信を付けられるフォロー体制等を検討していく。また、担当課職員によるモニタリングの結果を通じた分析を行う。	ウ 受講者へのフォローアップの取組として、手話で会話する機会を増やし、その体験を自信に繋げていけるよう、引き続きサークル活動等への積極的な参加を促していく。

② 手話通訳Ⅰ講座・手話通訳Ⅱ講座・手話通訳Ⅲ講座・統一試験対策講座

課題	対応策	取組状況等
ア 受講者人数の確保が難しい。	ア 各講座の終了日をできるだけ年度末にするなど、講座の開催時期や内容について、継続的に検討する。	ア 通訳Ⅰは3月、Ⅱは1月に終了日を設定し、次の課程の講座が開講されるまでの間、手話サークルでの活動を促した。

イ 各講座の終了後に、次年度の講座や統一試験に向けて、継続的な支援が必要である。	イ・ウ 聴力障害者福祉協会と連携を図り、他市の運用を参考にして、講師の確保や質の向上に向けた取り組みを進める。	イ・ウ 兵庫県聴覚障害者協会の派遣制度も活用しながら講師の確保に努めているが、本市の講師の確保や質の向上については、引き続き聴力障害者福祉協会と連携しながら検討していく。
ウ 講座の安定運営に向けて、講師の確保や質の向上を行わなければならない。		

3 手話言語普及啓発事業

(1) 事業概要

① 目的

手話が言語であるとの理解を拡げ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に認め合う社会の実現を目指す。

② 内容

尼崎市手話言語条例に基づき、手話やろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、市民等を対象とした体験講座を開催する。

(2) 課題・対応策・取組状況等

① 普及・啓発全体

課題	対応策	取組状況等
ア 手話の普及や啓発が進んでいない。	ア 市立小学校５・６年生全員にパンフレットを配付する（次年度以降は５年生全員に配付を検討）。また、コミュニケーション支援センターと市内の大学サークルとの交流会を検討する。	ア R4. ６月に教育委員会事務局と協議し、R4. ９月にパンフレット配布した。 R3. ３月からコミュニケーション支援センター前にモニターを設置し、手話関連の映像を上映している。 市政出前講座や市職員研修の参加者、聴力障害者福祉協会やボランティアセンター主催の手話講座受講者にハンドブックを配布した。

② こども手話講座

課題	対応策	取組状況
ア 参加者が少ない。 イ 保護者と一緒の参加が難しい。 ウ 3日間連続した開催だと参加が難しい。 エ 小学生とその親に講座開催の情報がきちんと伝わっていない。 オ 小学生が参加しやすい開催場所の確保。	ア 小学校長会を通じて講座の案内を行う。 イ～エ 夏休み前に広報し、小学生の自由研究につなげる講座や、共催できる機関の調整など、講座内容や開催方法の見直しを検討する。 オ 小学校の施設を活用する方法も考えられるが、学校休業日での開催は調整事項が多いことや、現在開催している生涯学習プラザの認知度が向上している点も考慮し、引き続き当該施設での開催を継続しつつ情報発信の手法を工夫していく。	ア 小学校長会を通じた講座の案内については、小学校出前講座の実施にあたっては、差別解消支援の取組とあわせて、引き続き検討していく。 イ～エ R3年度から小学生だけの参加を可能とし、1日の講座を3か所で実施した。また、会場に近い小学校の全児童にチラシを配布し、情報発信に取り組んだところ、参加者が増加した。 オ R4年度も引き続き生涯学習プラザで開催していく。

③ 事業者向け手話講座

課題	対応策	取組状況
ア 参加者が少ない。 イ 福祉事業所関係者以外の事業者（サービス業や金融機関など）へ周知が図れていない。	ア 障害福祉サービス事業所に対してメールによる広報を実施する。 イ 他の事業者への周知方法とあわせて、個別事業所への訪問活動等についても検討を進める。	ア 引き続き効果的な周知・実施方法について検討していく。 イ R3年度は試行的に出前講座方式の実施とし、事業所に対して呼びかけを行ったが、申し込みには至らなかった。 R4年度も引き続き事業所への案内を行う。

④ はじめての手話講座（市民向け手話講座）

課題	対応策	取組状況
ア 申込者が少ない。 イ 広報活動が不十分である。	ア 実績として有効な対応策である手話サークル等を通じた積極的な呼びかけを進める。 イ 市 Facebook アカウントを活用し、広報活動を行う。 地域の関係機関と連携を図り、広報活動ができるよう検討する。	ア R4 も引き続き手話サークルなど地域の関係者からの呼びかけを継続していく。 イ R3. 3 月からコミュニケーション支援センター前にモニターを設置し、講座の啓発に取り組んでいる。 開催チラシを全生涯学習プラザに設置している。

⑤ 聴覚障害児・保護者向け手話講座

課題	対応策	取組状況
ア 申込者がいない。 イ 関係機関との連携が進んでいない。	ア 申込者がほとんどいないことを踏まえ開催の是非を再検討する。 イ 兵庫県でも同様の事業を実施しており、その事例などを参考に分析する。	ア・イ 受講者がいないことや、兵庫県において同様の事業（ひよこ）が阪神間で実施されていることも踏まえ、本市での講座実施を終了することも含めて検討していく。

以 上